

(契約の目的)

- 第1条 セコムは、お客様が自らの安全を確保するため使用する警報機器を契約物件に取り付けるものとします。警報機器はセコムの所有に属し、その種類・個数・設置場所は、別紙によります。
2. お客様は、所定の方法に従って警報機器を使用し責任をもって保管します。
 3. 契約料金、支払条件、契約期間などは、申込書または契約書、その他契約の締結を証する書面（以下「締結契約書面」といいます）で定めます。別途特約がある場合は、特約事項によります。
 4. セコムは、法令の改正、サービス内容の改善その他の理由により本約款に基づく契約内容を変更する必要がある場合、事前に周知することにより、お客様の承諾を得ることなく、契約内容を合理的な範囲で変更できるものとします。本項に基づく周知は、電子メールまたはセコムのホームページによる掲示などの適切な方法で行います。

(警報機器引渡し)

- 第2条 お客様は、警報機器の設置工事が完了したときは速やかに工事結果を確認後、警報機器を借り受け、使用を開始します。

(配線の取替)

- 第3条 警報機器の工事配線の自然損耗については、お客様が警報機器の使用を開始した日から5年間に限り、お客様の警報機器の使用に支障が発生するとセコムが判断した場合は、セコムの費用負担で配線の取替え工事を行ないます。

(契約料金の変更等)

- 第4条 セコムは、警報機器の増減により契約料金の変更が必要となったとき、または経済事情変動により、契約料金が不当となったときは、契約期間の中途においてもその増減により契約料金を変更できます。
2. この契約に定めるお客様の金銭債務の一部または全部について、お客様指定の方が支払う場合は、お客様の責任において支払者と必要な調整を行うとともに、支払者が支払いを怠った場合はお客様がこれをセコムに支払います。

(保証金)

- 第5条 保証金は、以下の場合はお客様に返還します。
- ①お客様またはセコムが契約期間満了（更新期間の満了を含みます）により契約終了する場合
 - ②セコムがセコムの事由（第13条）で契約終了する場合
 - ③お客様がセコムの責による事由（セコムの重大な契約違反など）で契約終了する場合
2. 以下の場合は、セコムは保証金を違約金として収納します。
- ①お客様がお客様の事由で契約期間満了（更新期間の満了を含みます）前に契約終了する場合
 - ②セコムがお客様の事由（第16条）で契約終了する場合

(オンコール対処)

- 第6条 セコムは、警報機器の調整（警報機器が感知する範囲の調整、カメラの画角調整、お客様で交換できる仕様の電池・バッテリーの交換など）について、お客様の要請に応じて契約物件等にオンコール対処します。
2. セコムはオンコール対処を、お客様の要請日の翌業務日以降、セコムの営業時間（平日 9:00～17:00）に行います。
 3. オンコール対処の費用は、締結契約書面に定めます。
 4. 警報機器やカメラ画像を通して契約物件に異常が発生していると思われる場合の契約物件の確認は、セコムでは行いません。

(修理・交換)

第7条 警報機器故障時の修理・交換費用（契約物件訪問のための交通費や宿泊費などの諸経費を含みます）は、お客様や契約物件ご利用者の故意・過失行為に原因があるとセコムが合理的に判断した場合は、お客様が負担します。

2. お客様や契約物件ご利用者の故意・過失行為に関わらず、お客様は、修理・交換時の以下費用を別途セコムに支払います。ただし、セコムに責がある場合を除きます。

① 離島の場合の交通費・宿泊費の実費。

② 高所作業になる場合または足場を組む必要がある場合の料金。

③ お客様の要請によりセコムの営業時間（平日 9:00～17:00）以外に行う場合の割増料金。

3. お客様や契約物件ご利用者の故意・過失行為が原因で警報機器が毀損、滅失、その他効用を失いセコムに本条第1項または第2項の金額を超える損害が発生したときは、お客様はその超過分をセコムに賠償します。

（立会）

第8条 お客様はオンコール対処および前条に定める修理・交換後の作動試験に際しては、担当責任者を立会わせませす。

2. セコムが業務を円滑に実施できるよう、お客様はセコムに次のとおり協力します。

① 必要な場所、電力等を無償で提供します。

② 業務をセコムの営業時間内に実施できるよう協力します。

3. 第1項の立会者が、当該作動試験が完了したと認めるときは、セコムの義務が完了します。

（警報機器の撤去）

第9条 この契約が終了したときは、セコムは直ちに警報機器を撤去します。この撤去に要する費用はお客様の負担とします。セコムは警報機器を撤去する場合、警報機器の取付けの必要上契約物件に施された孔穴、その他の変更部分については、一切原状回復の義務を負いません。

（機能停止期間中の料金）

第10条 セコムの責に帰すことができない事由により、警報機器の機能が停止している期間中もこの契約は継続するものとし、お客様はセコムに対し、所定の契約料金を支払います。

2. 機器の故障（お客様や契約物件ご利用者の故意・過失行為に原因があるとセコムが合理的に判断した場合は除きます）によりAZ-オフライン全体または主たる機能が24時間以上利用できない場合、機器の故障した日（セコムが故障を確認した日から1か月遡った日を限度とします）から復旧するまでの期間の契約料金は、セコムとお客様で別途協議して減額します。

（契約物件の変更）

第11条 お客様は、契約物件の移転、増改築、模様替え、または用途の変更により、警報機器の設置要領の変更を必要とする時には、その日から起算して7日前までに（移転の場合は、1か月前までに）セコムに変更箇所を明示した物件の図面を添付のうえ、通知します。

2. セコムは、前項の通知を受けたときは、翌業務日以降速やかに警報機器の増設・変更などの処置をとるものとします。この場合お客様は警報機器の増設・変更など（契約物件訪問のための交通費や宿泊費などの諸経費を含みます）に要する費用を負担します。

3. お客様は、セコムの同意がなく、警報機器を取りはずし、移設などの処置をとることはできません。

（権利・義務の譲渡）

第12条 お客様は、セコムの文書による承諾なしには、この契約上の権利・義務を第三者に譲渡することはできません。

2. 契約物件の所在地がセコムの関連会社の管轄エリアである場合、この契約におけるセコムの地位および権利・義務は、締結契約書面または契約の締結に際しセコムからお客様に提出した見積書等の書面

に定めるサービス提供会社（以下「セコムに関連会社」といいます）に譲渡されるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾します。ただし、セコムは当該セコムに関連会社の業務遂行に関し、その履行を保証します。なお、請求担当会社は協議して定めるものとします。

（解約）

第 13 条 セコムはその責任によらない事由によりこの契約を継続できないと認めるときは、3 か月前までに文書をもって通告することにより、この契約を終了させることができます。

2. お客様の解約条件は、締結契約書面で定めます。

（利用開始前の契約の終了）

第 14 条 お客様がお客様の事由に基づき、この契約を利用開始前に解約するときは、直ちに次の金額をセコムに支払います。なお、セコムに①または②の金額を超える損害が発生したときは、お客様は①または②とは別にその超過分をセコムに支払うものとします。

①警報機器設置工事着工前

お客様は保証金相当額をセコムに支払います。

お客様が保証金を既にセコムに支払っているときは、セコムはこれを取得します。

②警報機器設置工事着工後

お客様はセコムに対し契約料金月額 of 6 か月分相当額および警報機器設置工事（工事のための事前打合わせ等を含みます）に関してセコムが被った損害（セコムの工事料金負担分も損害とみなします）を支払います。お客様が保証金を既にセコムに支払っているときは、当該保証金は前記金額に自動的に充当されます。

2. 前項において、お客様の解約の申し出がセコムにおいて真にやむを得ないと認められる場合、セコムはお客様の支払うべき前項の金額を減額することができます。

第 15 条 セコムは、お客様の責に帰すべき事由に基づきこの契約に定める警報機器の使用を開始することができない場合において、相当の期限を定めた催告にもお客様が応じないときは、直ちにこの契約を解除することができます。この場合、お客様は直ちに前条に定める金額をセコムに支払います。

（解除）

第 16 条 お客様がこの契約に基づく金銭債務の全部、または一部をその支払期日到来後 30 日の間支払わないとき、もしくは、お客様がこの契約に違反したときは、セコムは催告することなくこの契約を解除することができます。

2. お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）またはセコムが暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、相手方は催告することなくこの契約を解除することができます。

3. 本条第 1 項または第 2 項でセコムがこの契約を終了させた場合、お客様は契約終了の日から契約満了日までの残存契約期間の契約料金相当額をセコムに支払います。

（免責）

第 17 条 以下の事項については、セコムの責任の対象外とします。

①自然災害、その他不可抗力により生じた損害。

②セコムの責任によらない事由で通信回線による送信が行われなかったために生じた損害。

（機密保持・個人情報）

第 18 条 お客様およびセコムは、この契約の締結および履行にあたり知ることができた営業上または技術上の秘密（個人情報保護法に定める「個人情報」を除き、以下「機密情報」といいます。）を善良な管理者の注意をもって管理し、法令に基づく開示請求がなされた場合、または相手方の同意がある場合を除き、

第三者（機密保持義務を課した上で、業務委託先またはグループ会社に開示する場合を除きます）
に開示・漏えいしません。

2. セコムは、お客様の個人情報について、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、適切に取り扱うものとします。

（協議事項）

第 19 条 この契約について紛争が生じたときは、お客様とセコムは協議のうえ誠実に解決を図ります。